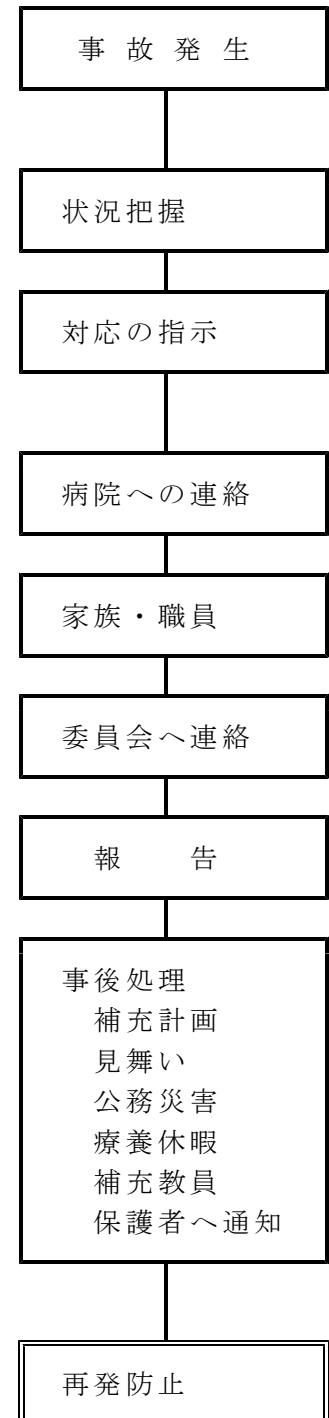


# 教職員の事故

## 【 1 】 負傷事故

前の対策	安全点検日
① 日常的に器具・器材の安全点検をする。→毎月10日	
② 危険を予測して授業の安全面に配慮する。	

- 1 負傷者の応急処置をする。→養護教諭等
  - ① 応急処置をする。 ☆命にかかわる
  - ② 場合によっては救急車119番手配する。 物は躊躇なく救急車要請
  - ③ 医師の診断・治療をする。
- 2 状況を把握する。
  - ① 校長（教頭）が関係者より事情聴取等を行い，状況を把握する。
  - ② 公務によるものかを確認する。 →公務災害認定手続き
- 3 関係先に連絡する。
  - ① 校医または病院へ連絡をとる。
  - ② 教育委員会へ連絡，指示を受ける。
  - ③ 家族及び関係学年等へ連絡をする。
- 4 報告書を作成し，教育委員会・出張所へ報告する。
- 5 事後処理をする。
  - ① 補充計画を作成する。（教務主任・学年主任）
  - ② 見舞い及び諸連絡を綿密にする。（教頭・教務・学年主任・PTA役員等）
  - ③ 公務災害の場合は認定のため関係書類を作成し，提出する。
  - ④ 休暇が長期にわたる場合は，手続きをとる。（療養休暇手続き・補充教員の手配等）
  - ⑤ 担任の場合，保護者に事情を説明する。（文書または臨時の保護者会）
- 6 再発防止策を講じる。

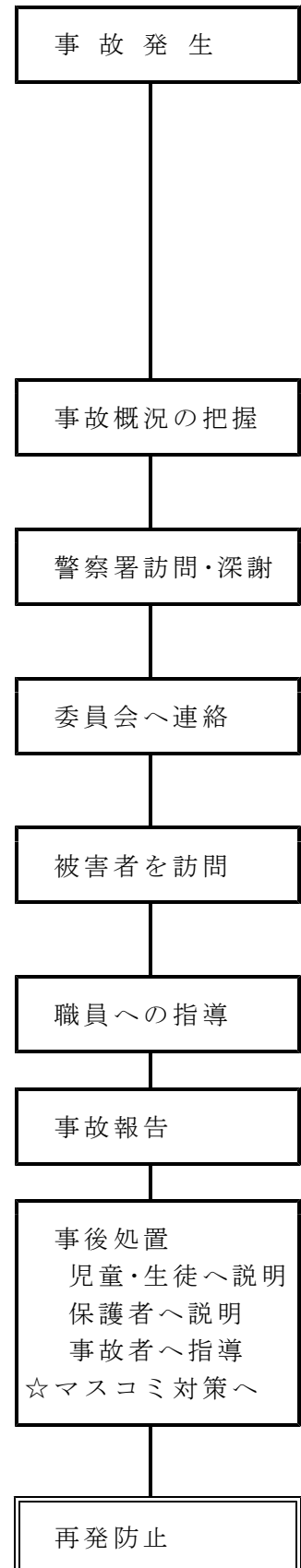


## 【 2 】 交通事故（飲酒運転）

### 事前の対策（県・市教委指導等）

- ① 宴会場には，車で行かない。送迎バス等利用  
☆一端帰宅して，集合（駅前を会場とすることが望ましい）
  - ② ☆車でどうしても行く人は一滴もアルコールは飲まない。すすめない。厳守→自分の免職だけでなく多くの人，機関に迷惑をかけることの自覚。
  - ③ 宴会後の帰宅時の配車計画をきちんと行う。
  - ④ 2次会を実施する場合は，場所，参加者，時間，帰宅時の配車等について学校長に連絡しておく。
- ※保護者等に送っていただきその人が捕まっても同罪となります。

- 1 事実関係の把握をする。（学校長・教頭）
  - ① 事故者の氏名及び家族状況。
  - ② 発生時刻，場所，加害又は自損及びその内容。
  - ③ 事故の概況，逮捕，留置等。
- 2 警察署を訪問，事実を確認して深謝する。（学校長）
- 3 教育委員会へ連絡する。（学校長）
- 4 被害者（家族・病院）を訪問する。  
見舞い・深謝（事故者・校長）
- 5 事故者留置の場合は，釈放後被害者を訪問する。  
見舞い・深謝（事故者・校長）
- 6 教職員へ事故概要の説明及びサービスの在り方について指導する。（学校長）
- 7 市教育委員会・教育事務所・県等へ報告する。（学校長）
- 8 その他
  - ① 児童・生徒への説明
  - ② P T Aへの説明
  - ③ マスコミへの対応
  - ④ 事故者への指導（謹慎・年休）

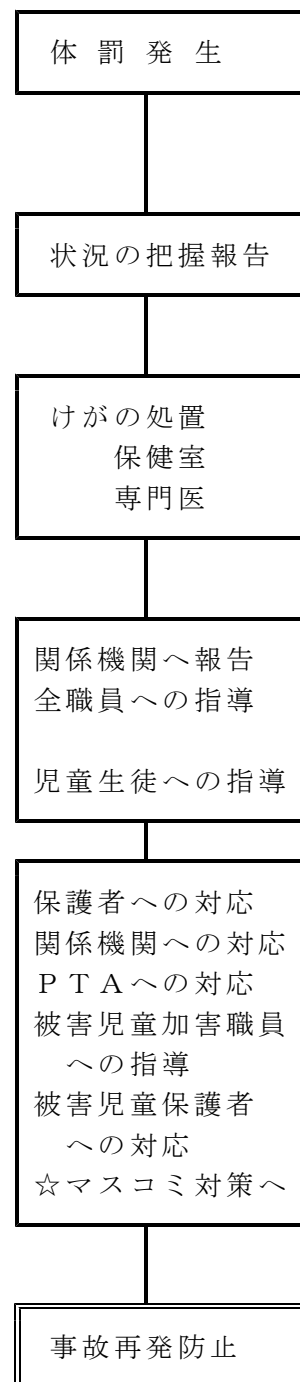


### 【 3 】 体罰発生時の対応

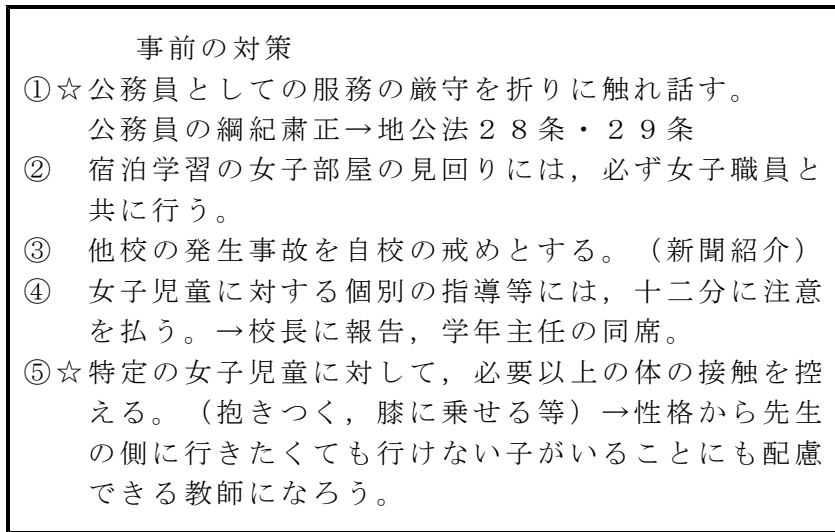
事前の準備（体罰の禁止）

- ① 体罰はいかなる事情があっても、法の下に加えることはできない。（学校教育法11条）
- ② 言葉による暴力（暴言）にも注意する。
- ③ 児童生徒の内面をよく理解して指導にあたる。
- ④ 多様な指導法の習得につとめる。

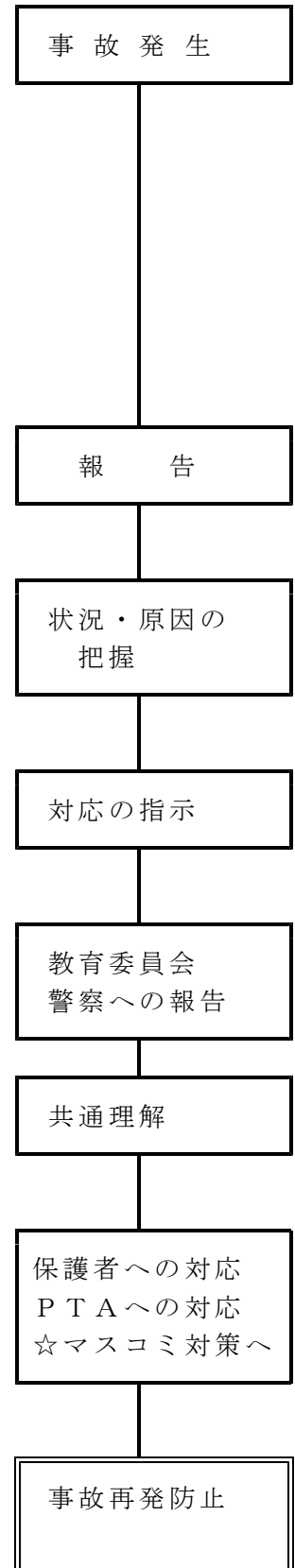
- 1 体罰事故状況を正確に把握する。→自己弁護せずすぐに報告
  - ① 当該教師により事情聴取。
  - ② 児童生徒より事情聴取。
  
- 2 速やかに判断し、処置をする。
  - ① けがをしている場合は、保健室で応急処置をする。
  - ② できるだけ専門医の診断を受ける。
  
- 3 教育委員会等関係機関へ口頭報告する。（学校長）
  
- 4 全職員に概要を説明するとともに、体罰は許されないことについて指導する。（学校長）
  - ・ 当該児童生徒の指導をする。  
（生徒指導主事・学年主任・担任）
  
- 5 保護者への適切な対応をする。
  - ① 当該教師，学年主任，生徒指導主事が家庭訪問をして状況を説明する。
  - ② 学校長（教頭）が訪問して深謝する。  
事実関係と原因・今後の対応・治療費等，心身回復のための対応をする。
  
- 6 関係機関（市教委・教育事務所・県教委・警察署・法務局）へ報告をする。（学校長）
  
- 7 P T Aにも概要を説明するとともに，今後の学校経営についても説明し，理解を得る。
- 8 被害者・保護者・加害教員との信頼回復に努める。
  
- 9 その他
  - ① 児童・生徒への説明
  - ② P T Aへの説明



## 【 4 】 セクハラ・破廉恥行為



- 1 事実関係の把握をする。
  - ① 関係者からの報告
  - ② 発生状況の聴取
  - ③ 現場状況の確認
- 2 発生原因の把握
  - ・ ☆関係者の人権の保護を最優先。プライバシーの保護。
  - ・ ☆慎重かつ丁寧に取り扱う。
- 3 教育委員会・警察に連絡をする。（学校長）
- 4 校長の指示により職員間で共通理解をはかる。
- 5 今後の再発防止策を講じる。
- 6 その他
  - ① 児童・生徒への説明 ☆説明責任
  - ② P T A への説明
  - ③ マスコミへの対応



## 【 5 】 金 銭 等 の 管 理

### 事前の対策

- ① ☆ 校長に児童から特別に集金する場合は、趣旨・理由を必ず相談・報告する。
- ② 集金の場合は必ず文書により集金する。
- ③ 金銭等は、人の目にふれる所に置かない。
- ④ 会計簿を正確に記載し、定期点検をする。
- ⑤ 集金した金は、すぐ納入する。
- ⑥ 納入時は、領収書や領収印を取っておく。
- ⑦ 校舎内外その他、施錠を完全にする。

- 1 事実関係の把握をする。
  - ① 関係者からの報告
  - ② 発生状況の聴取
  - ③ 現場状況の確認
- 2 発生原因の把握
  - ・ 関係者の人権の保護を最優先。
  - ・ 慎重に取り扱う
- 3 教育委員会・警察に連絡をする。（学校長）
- 4 校長の指示により職員間で共通理解をはかる。
- 5 今後の再発防止策を講じる。
- 6 その他
  - ① 児童・生徒への説明
  - ② P T A への説明
  - ③ マスコミへの対応  
場合によって説明責任

